

「読者の皆さま 軽減税率の適用について」

2019年10月1日

朝日新聞社

週2回以上の発行で定期購読される新聞については消費税率を8%のままとする軽減税率が適用されました。これにより、朝日新聞の月決め購読料はこれまでと変わりません。駅やコンビニエンスストアでの一部売りや「朝日新聞デジタル」については軽減税率の適用がされず、消費税率は10%に引き上げとなりますが、税込み価格・購読料はこれまで通りといたします。

軽減税率の適用は、公共財としての新聞の役割が認められたものと受け止めています。朝日新聞社は、その意義を深く自覚するとともに、報道機関としての責務を果たしていく決意をあらたにしています。

すべての人には社会の出来事を知る権利があります。私たちは、その一人ひとりの権利に応えていくために新聞の存在があると考えます。

いつ、どこで、何が起きているか。人が社会生活を営むためには、社会で起きていることを正確に知ることが必要です。こうした一次情報の発信に加え、それが起きた原因や背景を探り、解説していくことが、人々の次の判断、行動を助けることとなります。大きな出来事ばかりでなく、だれの身の回りにも起こりうる小さな問題を発見し提示していくことも社会課題の解決に結びつきます。権力を監視する機能も重要です。新聞は世の中にある不正や矛盾の指摘に努めてきました。さらには多様な意見が行き交う言論空間をつくっていくことも、新聞が果たすべき大切な機能であると考えます。

正確な情報をいち早く人々に伝えるために、全国に取材網、販売網を張り巡らせ、長い年月で培った取材力や編集力によって、安定した情報の継続的な供給に努めてまいりました。こうした公的な役割を再確認し、公正で中立な報道姿勢をより一層心がけていくことが、私たちに求められていると考えています。

引き続きのご愛読をよろしくお願いいたします。

軽減税率に関する日本新聞協会の見解は、同協会のホームページをご参照ください。

<https://www.pressnet.or.jp/>

以上